

一般社団法人宮城県公認心理師・臨床心理士協会 選挙規程

(趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人宮城県公認心理師・臨床心理士協会定款（以下「定款」という。）に基づき、代議員の選挙、補欠代議員の選任並びに理事候補者及び監事候補者の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会の構成)

第2条 本会の代議員選挙及び理事候補者並びに監事候補者の選定手続の管理は、選挙管理委員会が行う。

- 2 選挙管理委員会は、本会の会員の中から理事会が選任する3名の選挙管理委員をもって構成する。
- 3 選挙管理委員は、原則として代議員選挙の実施のおおむね3箇月前までに、理事会が選任する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 4 選挙管理委員は理事、監事又は代議員を兼ねることができない。
- 5 選挙管理委員会は、その代表責任者として、選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選任しなければならない。
- 6 会長は、選挙管理委員の選任後、速やかに最初の選挙管理委員会を招集しなければならない。それ以後の招集は、選挙管理委員長が行うものとする。

(選挙管理委員会の業務)

第3条 選挙管理委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 代議員選挙の日程及び実施方法の立案
- (2) 選挙の告示
- (3) 選挙人名簿及び被選挙人名簿の作成及び確定
- (4) 被選挙人名簿への登載辞退の受付
- (5) 会員の所属部会の確認
- (6) 投票の受付及び管理
- (7) 投票の有効又は無効の判定
- (8) 開票、集計及び当選者並びに次点者の確定
- (9) 当選者及び次点者への連絡
- (10) 当選承諾の確認
- (11) 選挙結果の告示
- (12) 理事候補者及び監事候補者の選定手続の管理
- (13) 理事候補者名簿及び監事候補者名簿の作成
- (14) 選挙に関する異議申立ての受付及び審査

- (15) 選挙に関する記録の作成及び保管
- (16) その他選挙の適正な実施に必要な事項

(代議員の選挙権及び被選挙権)

第4条 代議員の選挙権及び被選挙権は、選挙の基準日における本会の正会員が有する。

- 2 基準日は、選挙告示日の2箇月前の日とする。
- 3 会長、副会長、事務局長、部会長、委員長、監事その他理事会が定める役職を連続2期以上務めた正会員は、次回の代議員選挙に限り、代議員の被選挙権を辞退することができる。
- 4 会長又は事務局長を累積2期以上務めた正会員は、以後の代議員選挙において代議員の被選挙権を辞退することができる。
- 5 前項に該当する正会員は、代議員の被選挙権を辞退せず、会長又は事務局長の就任予定者として選定されることのみを辞退することができる。
- 6 選挙告示日の属する年度の4月1日時点において満65歳以上である正会員は、当該代議員選挙における被選挙権を辞退することができる。
- 7 外部団体において本会を代表して一定の職務を担う者として理事会が指定する正会員及び理事会がこれに準ずると認めた正会員は、当該任期中に実施される代議員選挙における被選挙権を辞退することができる。
- 8 第3項から第7項までの規程に基づく辞退は、選挙管理委員会が定める期日までに、本人が書面又は電磁的方法により届け出るものとする。
- 9 第3項から第7項までの規程による被選挙権又は役職候補者としての辞退は、当該正会員の選挙権を妨げるものではない。

(代議員の定数)

第5条 代議員の定数は、定款第6条第3項に定める25名以上35名以内の範囲で、選挙ごとに理事会が定める。

- 2 理事会は、選挙の告示前に代議員の定数を決定しなければならない。
- 3 選挙の告示後は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、代議員の定数を変更することができない。

(選挙の告示)

第6条 選挙管理委員会は、投票期間の開始日のおおむね1箇月前までに、次に掲げる事項を全会員に告示する。

- (1) 代議員の定数
- (2) 基準日
- (3) 選挙人名簿及び被選挙人名簿の確認方法

- (4) 被選挙人名簿への登載辞退の期限及び方法
 - (5) 投票期間
 - (6) 投票方法
 - (7) 開票の日時及び場所
 - (8) その他選挙管理委員会が必要と認める事項
- 2 前項の告示は、電子メール、会員専用ウェブサイトへの掲載、郵送その他理事会が認める方法により行う。

(選挙人名簿及び被選挙人名簿)

- 第7条 選挙管理委員会は、基準日における正会員名簿に基づき、選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成する。
- 2 被選挙人名簿には、被選挙人の氏名及び所属部会等を記載する。

(投票)

- 第8条 代議員の選挙は、被選挙人名簿に登載された者の中から6名以内を選択する無記名投票により行う。
- 2 投票は、郵便投票又は選挙管理委員会が指定する電子投票システムによる電子投票のいずれかによって行う。
- 3 郵便投票は、選挙管理委員会が指定する投票締切日時までに選挙管理委員会に到達したものを有効とする。
- 4 電子投票は、選挙管理委員会が指定する投票締切日時までに、電子投票システム上で投票が完了したものを有効とする。
- 5 投票者は、郵便投票又は電子投票のいずれか一つの方法により、1回に限り投票することができる。
- 6 投票者本人が被選挙人名簿に登載されている場合は、自己に投票することを妨げない。

(無効投票)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。
- (1) 所定の方法によらない投票
 - (2) 7名以上の異なる被選挙人を選択した投票
 - (3) 投票者を確認できない郵便投票
 - (4) 被選挙人名簿に登載されていない者のみを記載した投票
 - (5) 投票意思を確認できない投票
 - (6) 同一人が重複して行った投票のうち、選挙管理委員会が有効な投票を特定できないもの

(7) その他選挙管理委員会が有効な投票として取り扱うことが著しく困難であると判断した投票

- 2 投票の一部に被選挙人名簿に登載されていない者の記載がある場合は、その記載のみを無効とし、その他の記載は有効とする。
- 3 同一の被選挙人を複数回記載した場合は、当該被選挙人に対する 1 票として取り扱う。

(当選者の決定)

第 10 条 選挙管理委員会は、各部会に所属する被選挙人について、得票数の多い順に 3 名を部会枠の当選者として決定する。

- 2 ある部会において、有効な被選挙人が 3 名に満たない場合は、その全員を部会枠の当選者とし、不足する人数を全体枠の人数に加える。
- 3 選挙管理委員会は、前二項により部会枠の当選者を決定した後、部会枠の当選者を除く被選挙人について、所属部会を問わず得票数の多い順に、代議員の定数に達するまで全体枠の当選者を決定する。
- 4 部会枠において、当選者に次ぐ順位の者を、得票数の多い順に部会枠次点者として順位付けする。全体枠においては、部会枠当選者及び全体枠当選者を除く者を、全部会を通じた得票数の多い順に全体枠次点者として順位付けする。
- 5 選挙管理委員会は、当選者及び次点者について、部会枠又は全体枠のいずれの順位によるものかを記録しなければならない。

(同数の場合の取扱い)

第 11 条 得票数が同数の者があり、当落又は次点順位に影響するときは、選挙管理委員会が抽選により順位を決定する。

- 2 抽選の具体的方法は、運用細則で定める。

(当選通知及び承諾)

第 12 条 選挙管理委員会は、当選者を決定したときは、速やかに本人に通知しなければならない。

- 2 当選者は、書面又は電磁的方法により、当選の承諾について回答しなければならない。

(繰上げ当選)

第 13 条 部会枠の当選者の当選が無効となった場合は、当該部会の部会枠次点者を部会枠の当選者として繰上げる。

- 2 前項により部会枠の当選者として繰り上げられる者が、既に全体枠の当選者であ

る場合は、当該者を部会枠の当選者に変更し、これにより生じた全体枠の欠員について、部会枠の当選者を除く未当選者のうち、全部会を通じた得票順位が最も高い者を全体枠の当選者として繰り上げる。

- 3 全体枠の当選者の当選が無効となった場合は、全体枠次点者を全体枠の当選者として繰上げる。

(選挙結果の告示)

第14条 選挙管理委員会は、当選者の承諾を確認した後、速やかに、次に掲げる事項を会員に告示する。

- (1) 当選者の氏名及び所属部会
- (2) 当選者が部会枠又は全体枠のいずれにより当選したかの別
- (3) 投票者数
- (4) 有効投票数及び無効投票数
- (5) 被選挙人ごとの得票数
- (6) その他選挙管理委員会が必要と認める事項

(役員候補者の選出権及び被選出権)

第15条 理事候補者及び監事候補者の選出権及び被選出権は、代議員が有する。

- 2 前項の規定にかかわらず、定款に基づき、理事候補者については正会員の中から候補者を選出することができる。

(三役候補者)

第16条 代議員の中から、会長1名、副会長3名及び事務局長1名として就任することが予定される理事候補者を選定する。

- 2 前項の選定にあたっては、代議員選挙における得票順位を基準として、会長、副会長及び事務局長候補者の5名を選出する。
- 3 三役候補者の選出にあたっては、各部会の部会長候補者を確保するため、三役候補者として選定されない代議員の中に、各部会に所属する代議員が少なくとも1名は残るよう選出することとする。
- 4 会長、副会長及び事務局長の各役職の選定にあたっては、代議員選挙における得票順位、本人の意思、法人運営の経験、役職の適性、所属部会の構成及び役割分担等を総合的に考慮し、三役候補者間の協議により、それぞれの役職の就任予定者を選定する。
- 5 会長、副会長及び事務局長の各就任予定者については、本人の承諾を得なければならない。

(部会長候補者)

第17条 各部会の部会長として就任することが予定される理事候補者は、当該部会に所属する代議員の中から、1名を選定する。

- 2 前項の選定にあたっては、当該部会における代議員選挙の得票順位を基準として選出する。
- 3 部会長就任予定者については、本人の承諾を得なければならない。

(監事候補者)

第18条 監事候補者は、三役候補者、部会長候補者として選定されていない代議員の中から、2名以内を選定する。

- 2 監事候補者は、理事候補者を兼ねることができない。
- 3 監事候補者の選定は、三役候補者、部会長候補者として選定されていない代議員の互選により行う。互選の方法は細則で定める。
- 4 監事候補者については、本人の承諾及び定款又は法令に定める欠格事由に該当しないことを確認しなければならない。

(委員長候補者)

第19条 委員長候補者は、三役候補者、部会長候補者及び監事候補者に選出されていない代議員の中から選定する。

- 2 前項の選定にあたっては、三役候補者、部会長候補者及び監事候補者に選定されていない代議員の互選により、各委員につき1名、計5名を選出する。互選の方法は細則で定める。
- 3 委員長就任予定者については、本人の承諾を得なければならない。

(その他の理事候補者)

第20条 代議員は、協議により定款第28条に定める理事の定数の範囲内で、会長等就任予定者、部会長就任予定者及び委員長就任予定者以外の者を、理事候補者として選定することができる。

- 2 前項の理事候補者は、法人運営上必要な担当業務、所属部会の均衡、専門性及び本人の意思を考慮して選定する。
- 3 理事候補者については、本人の承諾を得なければならない。

(役員候補者名簿)

第21条 選挙管理委員会は、代議員選挙の結果並びに理事候補者及び監事候補者の選定結果に基づき、理事候補者名簿及び監事候補者名簿を作成する。

- 2 理事候補者名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 候補者の氏名
 - (2) 所属部会
 - (3) 代議員であるか否かの別
 - (4) 会長、副会長、事務局長、部会長又は委員長として就任することが予定されている場合は、その予定役職
 - (5) 代議員以外の正会員を候補者とした場合は、その理由
- 3 監事候補者名簿には、候補者の氏名、所属部会、欠格事由の確認結果を記載する。
 - 4 理事候補者名簿及び監事候補者名簿は、選挙管理委員長が確認し、代表理事に提出する。
 - 5 代表理事は、前項の名簿に記載された候補者を、役員選任議案として代議員会に提出する。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、定款第29条第1項に基づき、代議員会の決議により選任する。

(会長、副会長及び事務局長の選定)

第23条 会長、副会長及び事務局長は、定款第29条第7項に基づき、理事会の決議により理事の中から選定する。

(代議員の欠員)

第24条 代議員に欠員が生じた場合は、第13条の規定を準用して補欠代議員を選任する。

- 2 選挙管理委員会は、補欠代議員となる者にその旨を通知し、承諾を得なければならない。
- 3 補欠代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補欠選挙)

第25条 前条の規定により代議員の欠員を補充できない場合は、理事会の決議により補欠選挙を行うことができる。

- 2 前項にかかわらず、残任期間、現在の代議員数その他の事情を考慮し、法人運営に支障がないと理事会が認める場合は、欠員を補充しないことができる。
- 3 前項の規定は、代議員の現在数が定款第6条第3項に定める最低数を下回る場合には適用しない。

(運用細則)

第26条 本規程の施行に必要な事項は、理事会が運用細則として定める。

(規程の変更)

第27条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

- 2 理事会は、代議員選挙の告示後、当該選挙の結果に影響を及ぼす内容の変更を行うことができない。ただし、災害、電子投票システムの重大な障害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

附 則 本選挙規程は令和8年8月18日より施行する。

一般社団法人宮城県公認心理師・臨床心理士協会 選挙規程 運用細則

第1条 目的

この細則は、一般社団法人宮城県公認心理師・臨床心理士協会選挙規程に基づき、代議員選挙及び役員候補者選定手続の具体的な運用を定める。

第2条 告示方法

選挙の告示は、登録メールアドレスへの送信及び会員専用ウェブサイトへの掲載とする。

第3条 被選挙人名簿登載辞退

電磁的方法により所定様式を定め、辞退申し出の期限を決めて運用する。氏名、会員番号、所属部会、辞退対象、提出期限、一度辞退した後の撤回期限等の必要事項を確認することができる方法とする。

2 選挙規程第4条第7項に定める外部団体の担当者は、次に掲げる者とする。

- (1) 一般社団法人日本臨床心理士会担当者
- (2) 一般社団法人日本臨床心理士会代議員
- (3) 学校臨床心理士調整連絡会担当者
- (4) その他理事会がこれらに準ずると認めた者

第4条 名簿の発送

選挙管理委員会は、被選挙人を確定し、被選挙人名簿を作成する。被選挙人名簿は、郵送又は電磁的方法により全会員に通知する。

第5条 投票方法

原則、電磁的方法による投票を基本とする。理事会が定める電磁的方法による投票フォームを利用して選挙を実施する。なお、投票は1人1回とし、締切後の変更は不可とする。

第6条 開票

開票は、選挙管理委員2名以上で行う。会員に開票の日時を電磁的方法にて通知し、立会希望者には立会を可とする。なお、開票は、選挙管理委員がオンライン会議システムその他の電磁的方法により相互に確認できる方法で行うことができる。

第7条 選定順序

代議員及び理事並びに監事の選定順は、下記の通りとする。

1. 代議員就任予定者 30名
2. 会長就任予定者 1名

3. 副会長就任予定者 3名
4. 事務局長就任予定者 1名
5. 部会長就任予定者 5名
6. 監事候補者 2名以内
7. 委員長就任予定者 5名
8. その他の理事候補者

第8条 選定方法

具体的な役職の決定方法は次の通りとする。

- (1) 第10条に基づき、部会枠と全体枠を考慮して代議員を30名選出する
 - (2) 三役候補者5名を、規程第16条第3項の規定に従い、全代議員における得票数の多い順に選出する。
 - (3) 部会長候補者5名を、三役候補者に選出されていない各部会の代議員のうち、得票順位が最も多い者から選出する。
 - (4) 監事2名を代議員間で互選する
 - (5) 委員長候補者を代議員間で互選する
 - (6) その他の理事候補者が必要な場合は正会員から選出する
- 2 監事および委員長の互選に関して、選挙管理委員会は三役候補者及び部会長候補者として選定されていない代議員に対して希望を募り、希望者がいた場合は三役候補者及び部会長候補者として選定されていない代議員間の合意に基づき選定する。希望者がいない場合は、得票順に選定する。

第9条 抽選

抽選は、選挙管理委員長による代理抽選とする。当該内容に関して氏名を書いた紙または電磁的方法を用いた籤引きにより当選者を決定する。なお、選挙管理委員会は抽選の記録として動画又は写真等を保存することができる。

第10条 当選者への連絡

当選者には、速やかにメール又は電話にて連絡をとり当選を伝え、承諾を得ることとする。なお、当選者への連絡がつかない等の問題が生じた場合は、理事会と連携して対応にあたることができる。

第11条 結果の告示

選挙結果の告示方法は、選挙管理委員会名にて、登録メールアドレスへの送信及び会員専用ウェブサイトへの掲載とする。規程第14条に記載の内容を告示する。

第 12 条 役員候補者名簿

規程第 21 条に基づき、役員候補者名簿（理事候補者名簿、監事候補者名簿）を作成し、代表理事（会長）へ提出する。

第 13 条 細則の改廃

この細則の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

規程第 4 条第 3 項及び第 4 項に定める役職の在任期間には、任意団体である宮城県臨床心理士会及び宮城県公認心理師・臨床心理士協会における同種の役職の在任期間を含むものとする。